

離島住民の航路運賃低廉化に関する意見書

鹿児島県においては、特定有人国境離島地域（甬島列島，種子島，屋久島，三島，トカラ列島）の住民等の移動コストの負担軽減を図るため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、運賃低廉化事業を実施している。

低廉化の対象は住民のほか、住民が扶養する地域外に居住している学生等、住民に準ずる者とされており、同事業による割引後の運賃（割引住民航路運賃）については、国が定める同交付金事業実施要領において、船種ごとに運賃の下限（設定基準）が規定されている。

今回、JR九州の「自由席特急料金」及び「指定席特急料金」が令和4年4月1日から値上げされることに伴い、同交付金事業実施要領に基づき、対象となる船種のうち、高速船及びジェットフォイルに係る割引後の運賃の下限が引き上げられ、同日以降、同船種に係る割引住民航路運賃が値上げされることとなった。

しかしながら、離島をとりまく自然的・社会的条件は依然として厳しく、今般のコロナ禍に加え、燃油価格の高騰や生活物資の値上げ等が離島住民の生活全般に影響を及ぼしている状況であり、これら運賃の値上げにより、さらなる影響が懸念される。

よって、国におかれては、離島住民の生活への影響に鑑み、値上げ対象となる船種についてこれまでどおりの運賃で運用されるよう、全国一律の基準設定ではなく、地域の実情を踏まえた基準設定となるよう制度の見直しを行うなど、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
国土交通大臣